

★ 広島県手数料条例の一部を改正する条例（条例第四十号）（財政課）

一 改正の要旨

- 建築基準法の一部改正などに伴い、新たに手数料を定めるなど、必要な改正を行った。
 - 1 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料
建築許可制度の一部が認定制度に移行することに伴い、建築認定申請手数料を新設した。
 - 2 一年を超える仮設建築物の建築許可申請手数料
特別な事由により仮設建築物の存続期間が一年を超える場合における特例許可制度の創設に伴い、建築許可申請手数料を新設した。
 - 3 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録手数料等
住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度における事務の簡素化に伴い、登録手数料及び変更登録手数料を改定した。
 - 4 その他必要な規定の整理を行った。
- 二 施行期日
- 1 一三の改正 平成三十年十月九日
 - 2 1以外の改正 建築基準法の一部を改正する法律附則第一条第二号に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日の日ずれか遅い日

★ 広島県税条例の一部を改正する条例（条例第四十一号）（税務課）

一 改正の要旨

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

★ 地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十二号）（税務課）

一 改正の理由

地域再生法の一部が改正され、企業における地方拠点の強化を促進する特例措置の延長及び拡充の一環として、課税免除に係る特例措置が講じられたことに伴い、事業税及び不動産取得税の課税免除制度を追加するなど必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 題名の改正

題名を「地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例」に改める。

2 課税免除制度の追加及び不均一課税の適用期限の延長

(一) 東京都の特別区の区域に存する特定業務施設を地方活力向上地域に移転して整備する事業（以下「移転型事業」という。）における事業税及び不動産取得税について、課税免除制度を追加し、平成三十二年三月三十一日までに移転型事業の認定を受け、かつ、当該認定を受けた日から二年以内に特定業務施設を新設又は増設した事業者について適用する。

(二) 内閣府令で定める要件を満たす地方活力向上地域において特定業務施設を整備する事業（移転型事業を除く。以下「拡充型事業」という。）における不動産取得税の不均一課税制度を延長し、平成三十二年三月三十一日までに拡充型事業の認定を受け、かつ、当該認定を受けた日から二年以内に特定業務施設を新設又は増設した事業者について適用する。

3 その他必要な規定の整理

三 施行期日等

平成三十年十月九日から施行し、移転型事業における課税免除については平成三十年六月二十一日以後に施設整備計画の認定を受けた事業者について適用し、拡充型事業における不均一課税については、同年四月一日以後に施設整備計画の認定を受けた事業者について適用する。

★ 広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十三号）（市町行財政課）

一 改正の理由

公職選挙法の一部改正により、県議会議員の選挙における候補者が選挙運動用ビラを頒布できることとされ、その作成費用を条例で定めるところにより公費負担することができるようになったことに伴い、公費負担の限度額等を定めるため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 公費負担の対象

県議会議員選挙における候補者（供託物が県に帰属することとならない者に限る。

）が頒布する選挙運動用ビラの作成費用

2 公費負担の限度額

七円五十一銭に作成枚数（一万六千枚を上限とする。）を乗じた金額

三 施行期日等

1 施行期日

平成三十一年三月一日

2 経過措置

この条例による改正後の広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によることとした。

★ 医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第四十四号）（医務課）

一 改正の要旨

医療法及び医療法施行令の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

平成三十年十二月一日

★ 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第四十五号）（地域福祉課）

一 改正の要旨

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部が改正され、サテライト型養護老人ホームの本体施設となる施設に養護老人ホームが追加されたことなどを踏まえ、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成三十年十月九日

★ 都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十六号）（都市計画課）

一 改正の要旨

建築基準法施行規則の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

平成三十年十月九日

★ 広島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第四十七号）（建築課）

一 改正の要旨

建築基準法の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

建築基準法の一部を改正する法律附則第一条第二号に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日の日をいずれか遅い日

★ 広島県県産木材利用促進条例（条例第四十八号）

一 制定の理由

県産木材の利用促進について、その基本理念を定め、県の責務や関係者の役割等を明らかにして施策を総合的に推進し、林業及び木材産業の振興による本県経済の活性化、循環型社会の形成並びに豊かな県民生活の実現に寄与するため、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 定義

この条例における県産木材、県産木材の利用、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者の用語の意義を定める。

2 基本理念

県産木材の利用の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(一) 森林が、多面的かつ公益的機能を有し、再生産が可能な資源であることに鑑み、県産木材の利用の促進により、森林が次の世代へ継承され、循環型社会の形成が図られること。

(二) 木材は、二酸化炭素を長期に固定する機能を持ち、また、木材のエネルギー利用は、環境への負荷が少なく再生産が可能であることから、地球温暖化の防止に貢献し地球環境の保全が図られること。

(三) 林業及び木材産業の持続的な発展が本県経済の活性化に資することに鑑み、県産木材の利用の促進により、その経済的価値の向上が図られること。

3 県の責務及び事業者等の役割等

(一) 県の責務

県は、基本理念にのっとり、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及びこれを実施する責務を有するものとする。

(二) 市町との協働

県及び市町は、それぞれが実施する県産木材の利用の促進に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協働するものとする。

(三) 森林所有者の役割

森林所有者は、基本理念にのっとり、森林の有する多面的かつ公益的機能が持続的に発揮されるよう、その所有する森林の適正な整備及び保全に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(四) 林業事業者の役割

林業事業者は、基本理念にのっとり、地域における森林の経営の中核的な担い手として、森林の適切な整備及び保全、林業の振興並びに良質な県産木材の安定的な供給に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(五) 木材産業事業者の役割

木材産業事業者は、基本理念にのっとり、県産木材の有効利用及び安定供給の推進、県産木材の新たな用途の開発その他木材産業の振興に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(六) 建築関係事業者の役割

建築関係事業者は、基本理念にのっとり、自らの事業活動を通じて、県産木材に係る知識の習得、県産木材の積極的な利用及び普及並びに木造建築の技術の継承及び一層の向上に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(七) 県民の協力

県民は、基本理念にのっとり、県産木材の利用が森林整備を促進することについて理解を深めるとともに、その日常生活又は事業活動を通じて、県産木材の利用に協力するよう努めるものとする。

4 基本指針

(一) 知事は、県産木材の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県産木材の利用の促進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

(二) 基本指針において、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 県産木材の利用の促進に関する取組方針及び目標

(2) 県産木材の利用及び供給の確保に関する基本的事項

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、県産木材の利用の促進に関する必要な事項

(三) 知事は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、市町長に通知しなければならない。

5 県産木材の安定供給の推進

県は、県産木材の安定供給を推進するため、県産木材の生産に係る基盤の整備、森林集約化、林業事業者の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

6 県産木材の加工・流通体制の整備

県は、県産木材の加工及び流通の体制の充実強化を図るため、関係施設の整備及び生産性の向上に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

7 県産木材の利用の促進

県は、県産木材の利用の促進を図るため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるものとする。

(一) 公共施設等における県産木材の利用の促進に関すること。

(二) 県産木材を使用する建築物の建設及び建築物の内装の木質化の促進に関すること。

(三) 県産木材の新たな用途の開発に関すること。

(四) 県産木材の販路の拡大に向けた支援に関すること。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、県産木材の利用の促進に関すること。

8 木質バイオマスの利活用の促進

県は、間伐材、林地残材その他の未利用の木質資源をバイオマスエネルギーとしてその利活用の促進を図るため、木質バイオマス施設の整備への支援、新たな利用を推進するための調査及び情報収集その他の必要な施策を講ずるものとする。

9 普及啓発

県は、県民が木に親しみ、触れ合い、木材の良さ、その利用の意義及び木の文化を学ぶ機会の確保や、県産木材に関する情報の発信その他の方法により県産木材の利用促進に関する普及啓発に努めるものとする。

10 人材の育成

県は、木材に関連する事業者等に対して、県産木材の利用促進を担う人材の育成に必要な施策を講ずるものとする。

11 体制の整備

県は、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的に推進するため、市町、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者等が相互に連携し、及び協力することができる体制の整備に努めるものとする。

12 財政上の措置

県は、県産木材の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

13 施策の実施状況の公表等

知事は、毎年度、県産木材の利用の促進に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

三 施行期日

平成三十年十月九日